

不正行為通報窓口規程

(趣旨)

第1条 本規程は、公益財団法人ダイヤ高齢社会研究財団（以下「財団」という。）における公正かつ健全な研究活動のために、不正行為防止規程第8条に基づき、研究活動における不正行為に関する通報の仕組みを整備し、研究活動に関する不正行為の早期発見と財団の自主的な規律による是正を図り、財団が研究活動において求められるコンプライアンス体制の強化を目的として定めるものである。

(対象とする不正行為)

第2条 本規程において対象とする「不正行為」とは、不正行為防止規程第2条第2項に規定する行為をいう。

(通報窓口の設置)

第3条 財団における研究費不正、研究不正に関する通報窓口を事務局に設置する。通報窓口の責任者は事務局長とする。通報窓口の連絡先住所は、定款第2条に記載の場所とし、通報の方法は電話又は電子メールとする。通報窓口の連絡先及び通報の方法については、第4条に規定する利用対象者に対して、適切な方法で周知するものとする。

(通報窓口の利用対象者)

第4条 通報窓口を利用し、通報を行うことができる者（以下「通報者」という。）は、次に掲げる者とする。

- (1) 財団の役職員（常勤、非常勤を問わない。）
- (2) 財団において受け入れている研究員等で他機関等所属の研究者又は学生
- (3) 財団において共同研究活動を行っている財団所属以外の研究者
- (4) 当該研究活動に関連して財団との間で取引関係を有する法人等の事業者又は当該事業者に属する従業員又はその他当該事業者に関連する個人
- (5) 前記(1)～(4)での身分を過去5年以内に有した者

(通報内容の対象範囲)

第5条 通報の対象範囲は、次に掲げる者が、不正行為を行っている、又は不正行為を現実に行おうとしている場合とする。

- (1) 財団の役職員
- (2) 財団で行っている研究活動における財団の非常勤役職員
- (3) 財団の役職員を研究代表者とした研究における財団以外の研究機関等に所属する研究分担者

不正行為通報窓口規程

(通報の方法)

第6条 通報の方法は、原則として次に掲げる事項を明らかにした通報書（電子的なものを含む）及び証拠を通報窓口に提出することにより行うものとする。これらを充足しない場合、通報を受理しない。

(通報書)

第7条 通報書には以下の内容を記載する。

- (1) 通報者の氏名又は名称、所属、住所及び連絡先
- (2) 不正行為を行い、又は現実に行おうとしている疑いがある者（以下「被通報者」という。）の所属、職位、氏名
- (3) 不正行為の内容
- (4) 不正行為を裏付ける具体的証拠、調査の参考となる資料

2 通報内容・資料が十分に合理的である場合等例外的事情があると財団が判断する場合には、通報者の氏名・連絡先等が不明な場合であっても、調査の手続きを開始することがある。

(通報者の情報の取扱い)

第8条 通報者の氏名等、通報者を特定することができる情報は、調査関係者等、必要最小限の者のみが保持し、それ以外の者への漏洩がないよう細心の注意をする。なお、調査内容によっては、調査対象者に対し、通報者の事前の了解を得て通報者の氏名を開示することがある。なお、通報者が開示を希望しない場合には、開示しないで調査を行うこともできるが、調査内容が制限され、十分な調査ができないことを通報者は予め了解するものとする。

(通報者の保護)

第9条 財団は、通報者に対し、通報行為及び通報に基づく調査への協力を理由に、人事、給与、研究、教育上のいかなる不利益な取扱いをしてはならない。

(被通報者等の保護)

第10条 通報への対応及び通報に基づく調査行為にあたるすべての者は、被通報者又は当該調査対象者の名誉及びプライバシーが侵害されることのないよう十分配慮しなければならない。

(コンプライアンス委員会)

第11条 コンプライアンス委員会（以下「委員会」という。）は以下のことを行う。ただし、委員が被通報者の場合は、理事長が別に委員を指名する。

- (1) 委員会は、必要に応じて対応の状況について理事長に報告を行う。また、理事長の求めに応じて報告を行う。
- (2) 委員会は、扱った内容について、個人情報等が特定できない形にした上で、財団

不正行為通報窓口規程

内に周知することができる。

(通報の処理)

第12条 通報があった場合、通報窓口の責任者は、速やかに委員会委員長（以下「委員長」という。）へ報告する。また委員長は、当該報告を受けた場合、速やかに通報事項に係る調査（以下「調査」という。）の手続きを開始する。調査の手続きについては別に定める。

(通報者の義務)

第13条 通報者は、以下各号記載の事項を順守しなければならない。これらに違反した場合、財団は調査を中断又は終了することができる。

- (1) 財団が調査の手続きを進める上で必要であると判断して要請する事項に積極的に協力すること。
- (2) 調査の手続きの支障となるような行為はしないこと。
- (3) 財団関係者又は調査の手続きを行う関係者への誹謗中傷、その他圧力をかける行為を行わないこと。

(通報内容の処理の報告)

第14条 委員長は、次に掲げる事項について、通報窓口を経由して通報者に通知する。

- (1) 調査の開始又は調査を行わないことの報告
- (2) 調査が行われた場合の結果についての報告
- (3) 通報者から当該通報の対応状況について照会があった事項で、調査の手続き及び調査活動そのもののいずれにも支障がないと判断される場合の報告

(守秘義務)

第15条 通報等の対応にあたるすべての者は、通報内容に関して知り得た情報を第三者に開示又は漏えいしてはならない。

(情報提供)

第16条 財団の役職員は、不正行為が発生し、又は発生するおそれがあると判断した場合には、自己の関与のいかんに関わらず、通報窓口当該不正行為に関する情報提供し、当該不正行為の継続、拡大の防止や是正、又は未然防止を行うことに努めるものとする。

(補則)

第17条 本規程に定めるもののほか、通報窓口の運用に関し必要な事項は、常任理事が協議して定めるものとする。

(改廃)

第18条 本規程の重要事項の改廃は、理事会の協議を経て理事長の決裁により行い、通

公益財団法人ダイヤ高齢社会研究財団

不正行為通報窓口規程

常事項の改廃は、理事長の決裁により行う。

<附則>

(適用日)

第1条 本規程は、2015年4月1日より適用する。

2018年11月1日改正

2018年12月1日改正

2020年 4月1日改正